

自治大職員の声

自治大学校部長教授 仲村 吉広

編集者注：本稿は、自治大学校における演習・講義の特長などについて、自治大学校の職員が記したものです。

1 はじめに

皆さん、こんにちは。7月に自治大学校部長教授に着任した仲村と申します。

自治大学校には、平成18年に研究部に勤務したことがあります。アジアなど諸外国の地方行政に携わる公務員の方々を対象とした地方自治の研修や基本問題研究会等を担当しました。EROPAの会議でブルネイに出張したこともよい思い出です。また、内部教官として政策立案演習等の演習も担当しました。

現在、8月中旬から始まる研修課程の演習等の準備をしています。本稿では、演習のうち①政策立案演習と②事例演習について、私なりに捉えた演習の内容や特色等をお話したいと思います。

2 政策立案演習

政策立案演習とは、演習課目の総括として、特定の政策課題をテーマに、実際に首長に提言することを想定して課題解決のための具体的な政策をグループで立案するものです（令和2年度研修計画より）。

「実際に首長に提言することを想定している」切り口から、その内容を紹介します。

首長に具体の政策を提言し、納得していただくには、まずは、提言する政策は根拠に基づき、効果的・効率的なものであることが必要です。一般に、首長に政策を説明する前には、部長や課長、財政担当や人事・組織担当等に説明し、納得してもらう必要があります。こう考えると、提言する政策は、複数の解決方を検討し、その費用対効果等を行った結果、最適のものであ

ることを分析しておく必要があるかと思います。課長、部長等と説明していく課程では、反対の意見等様々な意見が出ることも想定されます。そのような意見を想定し、それに対する見解も考えておく必要があるかもしれません。また、取り上げるテーマや提言する政策は、具体の地域の課題であり、地に足の着いた政策であることが必要です。さらに、内容に加え、簡潔・明瞭な説明等の効果的な説明方法も求められます。

政策立案演習のこのような内容から、第1部課程及び第2部課程の講義・演習の中で最多の時間を政策立案演習にあて、グループ内で議論しまとめ上げるための時間を確保しています。また、現場の状況等を把握し、担当者の意見を直接聞くため、演習の中に実地調査も設けています。さらに、首長へ提言するのと同様の場として、政策立案演習発表会を用意し、自治大学校校長をはじめとする職員や外部教官の前で発表する機会を設けています。

自治大学校では、「データ分析演習」、「政策事例演習」、「講師養成課目」等の演習も行っています。政策立案演習は、これらの演習の成果も活用しながら進めていくともいえ、演習課目を総括する演習と位置づけています。また、自治大学校では、これからの時代を担う地方公務員に必要な能力として「問題発見・解決能力」、「政策立案能力」、「プレゼンテーション能力」、「マネジメント能力」、「公共政策・行政経営に係る知識」及び「幹部候補生としての使命感」を研修生の皆さんに習得してもらいたいと考えています。政策立案演習によりこれらの能力が習得されることが期待されています。

グループ単位で行うのも政策立案演習の特色だと思います。研修生の皆さんは、所属する自治体や経験された業務が異なっていますので、演

習の中で出される意見も様々でしょう。演習においては、意見を出し合い、調整しながら、グループとしてのテーマを設定し、具体的な政策をまとめ上げていきます。この経験は、所属する自治体に戻った後も、関係者と協議して政策等を取りまとめていく際に役に立つものと思います。また、報告書を取りまとめた後の達成感は格別かと思います。

政策立案演習に当たっては、テーマを設定し、政策を立案していく研修生の皆さんの取り組みを、うまくサポートしていければと考えています。例えば、「このような見方、考え方もあるのではないか」等投げかけたりしながら、皆さんの検討が進むのをお手伝いできればと思います。その際には、これまで勤務した自治体での経験等も踏まえたアドバイスができればと思っています。

3 事例演習

事例演習にはテキスト型と持寄型があります。

テキスト型は、指定されたテーマごとに、現行制度を網羅的に理解した上で、テキストに掲載されている自治体の先進事例等も参考にしながら、研修生の皆さんの所属する自治体の制度の課題や改善策等を検討するものです。具体的には、事前に各自で「検討事項ペーパー」をまとめ、演習においてグループ内で議論を行います。

政策立案演習は研修生の皆さんが、課題テーマの発見・設定から対応方策の検討まで行いますが、この事例演習はあらかじめテキストに示されているテーマについての課題を発見し改善策を検討するものといえます。

テーマは、①在留外国人に係る法制度、②メンタルヘルス不調職員に係る法制度、③若年の生活困窮者と職業訓練等5つあり、各課程では、そのうち2ないし3テーマを取り上げます。いずれも近年行政課題となっているものであり、研修生の皆さんが現行制度を理解し、改善策等を検討することは、必要であるし、有用である

と思います。

「現行制度を網羅的に理解して」と紹介しましたが、取り上げているテーマは、現行制度を理解することに骨の折れるものが多いと思います。累次に改正が行われた結果複雑な制度になっていたり、現行の制度のすき間の課題といえるためそれぞれの制度を理解する必要があったりするためです。公務員は、根拠となる法令、通達等に当たり、内容を確認しながら業務を進めていく必要があります。事前の検討の際には、根拠を十分に確認していただければと思います。事例演習をこれまで勤務したことのない課に異動し、業務を進めていく場合の練習と捉えることもできるかと思います。

演習の際に、議論が進まないこともあるかもしれません。私を含めて教官が巡回していますので、お声がけいただければと思います。

事例演習の持寄型については、研修生の皆さんが、自らの自治体の課題となっている分野の中から、研修に取り上げることが適当と考えるものをテーマとして持ち寄ることになります。演習では、研修生の皆さんがそれぞれのテーマを発表し、外部講師による講評や意見交換が行われます。

4 むすびに

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、研修の中止や実施時期の変更を行いました。皆様にもご心配等をおかけしたものと思います。

自治大学校の研修が実り多いものとなり、研修生の皆さんが研修を受けてよかったと思えるように、取り組んでいきます。



(自治大学校正門)